許可又は変更許可の別	許　可
許　可　証　番　号	第　１　号
許　可　者	東京都公安委員会
特定自動運行実施者の氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）	ＢＯＬＤＬＹ株式会社 代表取締役　佐治　友基
特定自動運行の経路	羽田イノベーションシティ（所在地：東京都大田区羽田空港１－１－４）構内の循環経路約８００ｍ
特定自動運行を行う日及び時間帯	平日・土日・祝日の終日運行（午前９時から午後５時までの間は特定自動運行に関する視察や施設におけるイベント等の予約に応じて不定期運行。午後５時から午前９時までの間は利用者の求め等に応じて不定期運行）
特定自動運行を行うための前提となる気象の状況	降雨、降雪がないこと 周辺の歩行者等の検知に影響が出る濃霧でないこと
特定自動運行を行うための前提となる道路の構造並びに特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度	・特定自動運行を行うための前提となる道路の構造 走行ルートは私有地であるが、来場者（自動車・歩行者・自転車等）、搬入車等混在となるため、みなし公道に該当する。施設管理者の制限により一方通行。 ・特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度 施設内の制限速度は施設管理者により8km/hに制限されているため、低速自動運転バス運行であっても他の車両に悪影響を与えない。特定自動運行が終了した場合、車内の特定自動運行主任者が直ちに手動運転等の措置を講じるが、走行ルートは、交通量が少ないことから特定自動運行用自動車が停車した場合であっても、他の交通に及ぼす影響は少ない。
許　可　年　月　日	令和6年6月21日
備　考	道路交通法第７５条の１３第２項に基づく意見聴取の結果 別紙のとおり

別　紙

○　道路交通法第７５条の１３第２項に基づく意見聴取の結果

１　第１号関係（国土交通省　関東運輸局長）

一の一　特定自動運行用自動車が自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか、について

特定自動運行用自動車について確認したところ、自動運行装置の設置状況について、特段の疑義は確認されなかった。

一の二　当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか、について

当該自動運行装置は、装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではない。

二　特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか、について

特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に付した走行環境条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものである。

２　第２号関係（大田区長）

大田区と民間事業者が公民連携でまちづくりを進めている羽田イノベーションシティにおいて、自動運転バスはまちの象徴的な取組みとして定常運行しており、これまで６万３千人以上が乗車していることからも、街区内外に広く認知されている。また、同施設には一般乗用車の自動運転技術を研究している事業者が入居しており、技術的な意見交換が行われるなど、自動運転技術の社会実装に向けた相乗効果が大きく期待される。

当該運行によって入居者及び来街者の移動が円滑になることに加え、従前から実施している自動運転バスに関する子ども向けワークショップなどの先端技術に触れる機会の充実・強化につながり、次世代の担い手教育にも多大に寄与するものと考える。また、地域課題の解決を目指す実証の場として位置付けている羽田イノベーションシティにおいて特定自動運行を行うことは、自動運転技術の社会的受容性の醸成につながり、将来の自動運転バスによる移動サービスの拡充等といった住民の福祉の向上が期待できる。